

27生産第2011号
平成27年10月23日

日本青果物輸出促進協議会 会長 殿

農林水産省生産局園芸作物課長

輸出向け日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守について

日本産青果物の主要輸出先である台湾においては、日本と同様、関係法令に基づき、青果物の輸入に際しては残留農薬の検査が行われており、残留農薬基準に違反した場合には、当該食品の廃棄・積み戻しのみならず、食品検疫のロット検査抽出率の引き上げ強化や全ロットでの食品検査の義務付け（検査費用の自己負担）等の措置が講じられます。

こうした中で、日本と台湾では残留農薬の基準が異なることから、最近、日本から輸出された青果物が台湾で不合格になる事例が頻発しているところであり、台湾側から、このまま不合格の状態が継続して発生する場合、輸入審査申請の受理を一時停止する旨通告を受けているところです（別紙）。

台湾をはじめとする輸出先への青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、貴団体におかれましては、下記の内容について、会員の方々に対して周知徹底を図って頂きますとともに、国内の関連輸出業者にも広く周知して頂きますよう、御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 海外へ青果物を輸出しようとする事業者は、必要に応じて、輸出先国の残留農薬基準等に適合した製品であることを確認するため、残留農薬分析を実施すること。
- 2 1により当該品目が輸出先国の残留農薬基準に適合しない場合には、輸出は行わないこと。

(別紙)

台湾からの指摘事項（概要）

(1) 2015年1月から7月まで以下のとおり残留農薬違反があった。

① うんしゅうみかん、かんきつ類

・違反件数：18 ロット

・違反農薬：Procymidone（プロシミド）、Dinotefuran（ジノテフラン）、Tolfenpyrad（トルフェンピラド）、Iprodione（イプロジオン）、Boscalid（ボスカリド）、Phenthoate（フェントエート）

② 大葉、小松菜、水菜

・違反件数：8 ロット

・違反農薬：Flonicamid（フロニカミド）、Chlorothalonil（クロロタロニル）、Amisulbrom（アミスルブロム）、Flufenoxuron（フルフェノクスロン）

(2) 上記品目に関して管理規制の強化を実施されたい。また、不合格の状態が継続して発生する場合、上記品目の輸入審査申請の受理を一時停止する。

(参考) 台湾の残留農薬基準に関する情報

(台湾衛生福利部食品藥物管理署ホームページ)

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/PesticideList.aspx?nodeID=520>